

# カントと「普遍化可能性」論

——「普遍化可能性」はカント倫理学研究の中心でありうるか——

田原 彰太郎

## 問題提起

「普遍化可能性」はカント倫理学研究におけるひとつの中心的な主題領域を形成している。たしかに、「普遍化可能性」が定言命法の内容を表現していることを考慮すれば、「普遍化可能性」に定言命法が占めているのと同様の中心的な位置づけが与えられるとしても不思議はない。さらに、カントの言明の中には「普遍化可能性」を強調しているとも取れる言明を見出すこともできる。それが形式主義の強調である。『実践理性批判』の中でカントは、自らとは異なる立場の原理を実質的原理として総括し、それらが道徳的原理としては役立たないと述べ、それに対置する仕方ですべて「形式的実践的原理」である定言命法を唯一可能な道徳的原理として示すのである（V, 394f）。この形式主義の主張を踏まえれば、『道徳形而上学の基礎づけ』（以下「基礎づけ」と略す）において定言命法の形式面と

して言及される（IV, 436）自然法則の方式に主に依拠して論じられる「普遍化可能性」が、カント倫理学の中心に位置づけられることにも問題はなないように思える。

しかし、カント倫理学研究における「普遍化可能性」のこの地位に関して、疑問の余地もある。カントによる形式主義の主張は、『基礎づけ』において定言命法を説明する際に自然法則の方式に帰せられる形式性に言及しているというよりは、実質面をも含んだ定言命法思想全体に対してなされていると考えるべきであろう。というのは、形式主義の主張と自然法則の方式の形式性とが対応しているとするれば、定言命法の実質面として提示される人間性的方式、形式性と実質性との総合として提示される目的の国の方式（eth）が定言命法の構想の中で語られているということが理解不可能になってしまふからだ。それゆえ、この形式主義の主張が「普遍化可能性」の特別な地位を支える確たる根拠になるとは考えにくい。

さらに「普遍化可能性」の中心的位置づけに関する疑問を強める

のが、まさにこの「普遍化可能性」という用語自体である。というのは、この「普遍化可能性」はカント倫理学研究において多くの解釈の試みがなされ、それらの解釈の是非について活発な議論が交わされるほどに関心を集める主題であるにもかかわらず、この「普遍化可能性」という用語がカントのテキストの中に現れることは一度もないからである。たしかに、後で確認するように、「普遍化可能性」という語によって指示される対象はカントのテキストの中には存在するのだが、多くの研究者がカントのテキストの中で用いられていない言葉を用いてカントの中心的思想に言及するのは一見奇妙な事態であるように思える。

「普遍化可能性」を巡るこの一見奇妙な事態のなかには、カント自身の所説とカント解釈者との間にあるずれが示唆されているように思える。それにもかかわらず、「普遍化可能性」の解釈を主題とする論文が数多く存在するのは対照的に、「普遍化可能性」を用いて定言命法を論じるという方法自体を反省的に捉える試みは現在までなされてはおらず、このずれが顧慮されることもほとんどない。カント倫理学研究においてこの「普遍化可能性」という主題が重要であるとの認識は共有されていると考えられるが、それがどのような意味で重要であるのかはこのずれが明確に認識された場合にのみ正しく理解されるのではないであろうか。

そこで本稿では、このずれに着目しつつ、カント倫理学研究における「普遍化可能性」という研究主題を説明し、この研究主題がい

かなる意味で重要であるのかを明らかにしたい。そのためにまず第一節においては、「普遍化可能性」研究が依拠するカントの言明を特定し、「普遍化可能性」を用いた定言命法の特有の論じ方を明らかにする。そのうえで第二節においてはこの「普遍化可能性」研究とカント自身の学説との関係を問い、その間にあるずれを浮き彫りにすることを試みる。この考察によって、この「普遍化可能性」という主題は、カント自身の学説との関係という観点からだけでは充分には理解しえないということが明らかになるはずである。そこで次に第三節においては、ヘアの「普遍化可能性」に関連する理論を取り上げ、第四節においてはヘアのこの理論からのカント倫理学研究への影響を考察することによって、カント自身の学説との関係における理解とは異なる「普遍化可能性」の理解の仕方を提示する。最後に第五節においては、道徳理論という概念を導入することで「普遍化可能性」研究の問題領域についての理解を深め、なぜこの「普遍化可能性」研究が重要な研究主題として見なされうるかについて考察する。

## 一、カント倫理学研究における「普遍化可能性」の特徴

まずは「普遍化可能性」研究の主要な参照箇所を特定することから始めよう。カント倫理学研究における「普遍化可能性」は、より具体的に「格率の普遍化可能性」とも呼ばれる。それゆえ、普遍的

でありうる格率にのみ従って行為することを命じる定言命法が、重要な参照箇所になることは言うまでもない。また同様に重要なのが、『基礎づけ』第二章において自然法則の方式が定式化された後で、それがいわゆる「考えることにおける矛盾」と「意志における矛盾」という二つの観点から「行為一般の道徳的判定の基準」として表現される箇所である (IV, 424)。つまり、カント倫理学研究における「普遍化可能性」とは、道徳的判定の基準としての定言命法に他ならない。さらに、自然法則の方式に付された「自殺の禁止」・「欺くつもりでの借金の約束の禁止」・「才能の陶冶」・「困っている他者への援助」を扱う四つの例 (IV, 421-423) もまた重要な参照箇所である。それは、この四つの例において、上記の道徳的判定の基準に従ってどのように行為を判定するのが具体的に示されているからである。アカデミー版で言えば四頁という、それを対象にして書かれた研究文献の多さと比較してきわめて短い上記の箇所 (IV, 421-424) が、「普遍化可能性」研究の主要な参照箇所である。

それでは、「普遍化可能性」をこれらの参照箇所に基づき説明してみよう。「普遍化可能性 (universality)」は「普遍化」(universalize) と「可能性」(ability) という二つの語によって構成される概念である。この「普遍化」は定言命法によって要求されている内容、すなわち格率が普遍的法則 (あるいは自然法則) であるかのように妥当すると想定することを意味し、「可能性」は「考える」・「意欲する」という二つの観点からこの普遍化が出来るか否か、

その可能性を言い表している。また、この「普遍化可能性」は行為の道徳的判定の基準であり、この普遍化が可能であるか否かに応じて行為の道徳的評価が決定される。

次に、これらの参照箇所に依拠した「普遍化可能性」によって、定言命法がどのように論じられているのかを明らかにしよう。ここでは、「普遍化可能性」を用いた定言命法の特有の論じ方を理解するために重要だと思える二つの特徴を挙げることによって、カント倫理学研究における「普遍化可能性」の具体的な内実を明らかにしていきたい。

カント倫理学研究において「普遍化可能性」が論じられる際のひとつ目の特徴となるのが、行為の道徳的判定の手続きあるいはテストとしての定言命法を主題とすることである。行為の道徳的判定の手続きとしての定言命法を主題とすることは、定言命法を個別的な状況の中で行為者が道徳的に何を行うべきかを決定する方法として論じ、定言命法からの義務の導出過程を明らかにすることである。さらに、定言命法がこのような仕方でも論じられる際には、単にカントが挙げる四つの義務が定言命法からどのようにして導出されるのかを説明することが目指されるのみならず、定言命法はそれを超えより一般的な行為判定の方法として扱われている<sup>1)</sup>。

それでは、行為を道徳的に判定する「普遍化可能性」の手続きは具体的にどのように論じられるのであろうか。それは基本的に次のような手順によって示される。まず、格率とは何であるかを明確に

し、その格率を前提とした格率の普遍化とは何であるかが述べられる。その上で、格率を普遍化することによってどのように矛盾が生じるかが明らかにされ、格率が普遍化可能であるか否かに応じて、その格率の道徳的な評価が下される。これらの点について論じ、行為の格率がいかにして道徳的に判定されるかを示すことが「普遍化可能性」を通じた定言命法の基本的な論じ方である。<sup>2)</sup>

二つ目の特徴となるのが、「普遍化可能性」研究は「義務に基づく行為」ではなく、「義務に適合した行為」のみを考察対象とするということである。カントにとつてある行為が道徳的であるためには、その行為が義務に基づいてなされねばならない。つまり、ある行為が道徳的になされたと言えるためには、ある行為を行うことが道徳的に義務であるがゆえにその行為を行うことが必要である。このような動機を伴ってなされる行為が「義務に基づく行為」である。

「義務に基づく行為」がなされるためにはまた、どのような行為が義務であるのかが特定されねばならない。この特定された義務と一致した行為が「義務に適合した行為」である。この「義務に適合した行為」が、それが義務であるという動機からなされる場合は、その行為は「義務に基づく行為」であり、その同じ行為が傾向性を動機として行われる場合には、その行為は単なる「義務に適合した行為」である。

「普遍化可能性」について論じる際の主題は、どのような行為を行うことが義務であるかを判定する手続きに限定され、その行為の

動機については問われない。<sup>3)</sup>『基礎づけ』第一章において、カントが「義務に基づく行為」と「義務に適合した行為」を中心に議論を展開する部分では (IV, 397-399)、「義務に適合した行為」は傾向性に基づく行為を意味しているが、「普遍化可能性」を論じる際にはそのような含意はない。「義務に適合した行為」を主題とするということによって意味されるのは単に、道徳的に何を行うべきかを判定する手続きを主題とし、そこには道徳的な動機についての考察は含まれないということのみであり、それ以上の含みはない。

以上の二つの特徴を踏まえて、「普遍化可能性」研究の内容を要約しよう。「普遍化可能性」について論じるということは、定言命法の適用を主題的に論じるということであり、この適用は行為が道徳的であるか否かを判定する手続きとして理解される。また、この手続きは何を行うことが道徳的であるか否かを判定するのみであり、その行為の動機については問われない。この意味で、「普遍化可能性」を論じる際の行為の道徳的判定の基準とは、「義務に適合した行為」のみを主題とするものである。

## 二、カント自身の学説とのずれ

以上がカント倫理学における「普遍化可能性」という研究主題の具体的内実である。この節においては、第一章で挙げた「普遍化可能性」の二つの特徴と「普遍化可能性」研究が主に依拠する『基礎

づけ」におけるカントの思想とを比較することによって、「普遍化可能性」研究とカント自身の学説との間にあるずれを浮き彫りにすることを試みる。

まずは行為の道徳的判定の手続きという「普遍化可能性」のひとつ目の特徴から検討を始めよう。行為の道徳的判定の手続きとしての定言命法を主題とするとは、個別的な状況において行為の道徳的評価に達するための方法としての定言命法を論じることであった。たしかに、「考えることにおける矛盾」と「意志における矛盾」が具体的に論じられる四つの例 (IV, 421-423) においては格率の道徳性がこれらの基準を用いて示されるゆえに、定言命法をこのような手続きとして解釈することは可能である。また、カントが取り上げたのはこの四つの義務のみであるが、定言命法は唯一の道徳性の原理であるので、定言命法をあらゆる道徳的な義務を導出する手続きとして考えることも可能である。さらに言えば、定言命法が道徳的な義務を導出する原理として機能することは、『基礎づけ』においてカントが取った方法論上必要でさえある。カントは『基礎づけ』第一章において義務概念を前提として、その根底に存する原理としての定言命法を取り出す。そうであれば、定言命法は義務を導出する原理として機能するのでなければならぬだろう<sup>4)</sup>。

しかし、定言命法の適用を道徳的な行為判定の方法として綿密に作り上げることが、「普遍化可能性」研究が依拠する参照箇所における主眼ではないと思われる。この点を明らかにするため、

「普遍化可能性」研究の参照箇所である四つの例が『基礎づけ』第二章の中でいかなる役割を果たしているのかについて考察しよう。四つの例を挙げた直後に、カントは次のように述べる。「これらには多くの義務の、あるいは少なくとも我々が義務と見なすものの若干のものであるが、これらの義務が上述の統一的原理から導出されることは一目瞭然である」(IV, 423)。この四つの例に帰せられた役割とは、その中で扱われる義務が自然法則の方式から導出されることを示すことだと考えてよいだろう。

それゆえたしかに、これらの例を述べる際のカントの着眼点は義務の導出である。しかしそれにもかかわらず、「普遍化可能性」研究において強調される義務の導出過程を示すことがこの四つの例を挙げることに主眼ではないと考えられる。『基礎づけ』第二章の冒頭部分 (IV, 406-412) では、義務が経験概念でないという主張が繰り返され、道徳性の原理は経験から独立に見出されねばならないことが強調される。ここで指摘されねばならないことは、道徳性の原理を適用する際には経験的なものが必要となるということである<sup>5)</sup>。

とすれば、このような道徳性の原理の探求という計画の中で、経験的なものが混入した定言命法の適用を主題とする例がそれ自体で意義を持つとは思えない。ここで重要なのは、義務の基礎を成すものがアプリオリな道徳性の原理としての定言命法であるということである。つまり、『基礎づけ』第二章においてこの四つの例が持つ役割とは、アプリオリな原理である定言命法からの義務の導出を例示

することによって、義務の源泉が経験から独立しているということを示し、それによって非経験的な義務概念を提示するということだと考えられる。それゆえ、この四つの例においては、「普遍化可能性」を論じるうえで重視される義務の導出過程ではなく、義務の源泉こそが眼目なのである。もちろん先に述べたように、定言命法がそのような導出の原理として機能することが必要のだが、その導出過程を単独で取り上げ、道徳的判定の手続きという観点から定言命法を主題化する試みは、義務の源泉こそが重要な点であるということを見えづらくさえしてしまう。つまり、「普遍化可能性」という主題の切り取り方がカントのものではないのだ。

二つ目の特徴として挙げたように、「普遍化可能性」において扱われるのは「義務に適合した行為」のみであり、この主題からは行為の動機が排除されている。定言命法から道徳的行為判定の原理という側面だけを抜き出し、道徳的行為の動機を不問に付すという論じ方は、定言命法という概念に即した論じ方ではない。定言命法とは、その概念上、利己的な動機に基づくことなく道徳的な行為を行うことを命じる命法であり、定言命法によって命じられる行為は「義務に基づく行為」でしかありえない。つまり、動機に触れることのない「義務に適合した行為」を語るだけでは定言命法の分析としては不十分なのである。「普遍化可能性」によって定言命法を表現しようとするならば、そのことによって定言命法の定義性が抜け落ちてしまうことになる。それゆえ「普遍化可能性」は定義性とい

う定言命法の核心を捉え損なっているとわざわざるをえない。

このように、定言命法を行為の道徳的判定の手続きという観点から主題化し、その手続きを通じた「義務に適合した行為」の導出過程を明らかにするという仕方での定言命法の論じ方は、この「普遍化可能性」がそのもとで語られるはずの定言命法の構想を充分には表現していないし、定言命法からの義務の導出過程の分析という主題の取り上げ方がそもそもカント自身の考えに即したものではないのである。

しかし、ここから「普遍化可能性」が無用な研究主題であると断じるのは早計であるように思われる。むしろ、カント倫理学における「普遍化可能性」には、定言命法に言及すること以上の意味が含まれていると考えるべきなのではないだろうか。というのも、そうでなければ、なぜ定言命法が「普遍化可能性」という用語を用いて研究されており、なぜこの研究主題がカント倫理学研究において中心的な位置づけを獲得したかを理解することが出来ないからだ。カントが用いることのなかった言葉をあえて使って研究が続けられるのには、それ相応の理由があるはずである。その理由が明らかにならない限りは、カント倫理学研究における「普遍化可能性」の意義は充分には理解されたとは言えないであろう。それゆえ以下では、この<sup>・</sup>ずれを前提としたうえででもなお、この「普遍化可能性」という主題が重要であるとすれば、それはいかなる意味で重要であるのかについて考察を進めていきたい。

### 三、ヘアの「普遍化可能性」

「普遍化可能性」という用語は古くからカント倫理学研究の中で用いられてはいた。<sup>6)</sup>しかし、この「普遍化可能性」が倫理学研究の中で一躍注目を集めたのは、ヘアをはじめとする英語圏の倫理学者たちが自らの学説の中で「普遍化可能性」に関わる理論を發展させ始めた一九五〇年代以降のことだと考えてよいだろう。ヘアなどの「普遍化可能性」に関わる理論が大きな影響力を持って以降、「普遍化可能性」やそれに類する用語を用いて定言命法を解釈する論者にとつて、ヘアをはじめとする現代倫理学の「普遍化可能性」研究は無視しえない研究動向であったはずであり、実際に、「普遍化可能性」という用語を用いた定言命法研究の中にはこの研究動向を背景として行われているものがある。ここではこの経緯を踏まえ、現代倫理学研究における「普遍化可能性」がカント倫理学研究へといかなる影響を与えたかを探ることによって、カント自身の学説との関係においては不十分な定言命法分析として見なすほかないこの「普遍化可能性」という主題を異なった観点から考察し、この主題を重要なものと見なすことを可能とする視座を定めることを試みたい。そのために本節においては英語圏における「普遍化可能性」研究の代表者の一人であるヘアの理論を取り上げ、次節においてその理論からのカント倫理学研究への影響を考察するという手順で論を

進めていくこととする。

ヘアにおける「普遍化可能性」とは、普遍的性質において同じ事柄すべてに同じ判断を下さねばならないものである。<sup>8)</sup>普遍的性質とは、個人名や特定の日時や場所を用いずに記述された性質のことである。<sup>9)</sup>「普遍化可能性」は道徳的判断が充たさねばならないひとつの要件に数えられるゆえに、個人名を含んだ判断を道徳的判断として下す場合にも、この判断は普遍化された判断を前提にしていることになり、この判断を下す人はこの普遍化された判断にも拘束されることになる。

ヘアの学説において「普遍化可能性」は、それ自体として独立に發展した概念であるというよりはむしろ、道徳的論証 (moral argument) あるいは道徳的推論 (moral reasoning) の理論の一部として發展した概念である。道徳的推論とは、道徳的に何を行うべきかを迷う状況において発せられる「道徳的に何がなされるべきか」という道徳的問題に対して、答えを与えることを目的とする探求である。つまり、この問いからその問いの答えとして与えられる道徳的判断に至るまでの推論がこの道徳的推論である。

ヘアにおける「普遍化可能性」は道徳的推論の理論の一部分ではあるが、それ自体で道徳的問題に答えを与えうるものではない。<sup>10)</sup>ヘアの「普遍化可能性」は道徳的推論の中でその他の要素と結びつくことによって、道徳的判断を下すことを可能とする。「普遍化可能性」はこの道徳的推論の理論とは区別されたメタ倫理学的考察のひ

とつの成果ではあるが、ヘアの学説においては道徳的推論の理論とメタ倫理的考察とは分かちがたく結びついているゆえに<sup>(11)</sup>、ヘアの「普遍化可能性」を十分に理解するためにはヘアが提示する道徳的推論の理論をも理解することが必要である。

ヘアは「普遍化可能性」と「指令性」からなる道徳語の論理的性質と事実とに基づき、功利主義的道徳的推論の理論を提示する。この道徳的推論を概略的に再構成してみよう。<sup>(12)</sup>「普遍化可能性」は先に述べたとおり「普遍的特徴において同じ事柄には同じ判断を下さねばならない」というものだが、道徳的推論の中でこの「普遍化可能性」はより具体的な役割を担う。それが立場の互換性である。現実的な状況の中で特定の行為の正当性が問われる際には、その状況の中でその行為に対して誰がどのような立場に置かれているかは事実として与えられている。しかし、その問いに対する答えが道徳的判断として下されねばならない限り、誰がどのような立場に立っているとしても、例えば私が他者の立場に立ったとしても、普遍的特徴において同一の状況に対しては同一の判断を下さねばならない。つまり、道徳的判断を下すということは、その「普遍化可能性」のゆえに、現実的な状況においては他者が占めているどのような立場に置かれたとしても、同様の判断を下さねばならないという要求を含んでいる。

道徳的推論において「普遍化可能性」が問われるのは、道徳語のもう一つの性質である「指令性」を含んだ判断である。指令的判断

を下すということは、選択に基づきその指令に同意することを意味する<sup>(13)</sup>。この「指令性」を「普遍化可能性」と総合すれば、道徳的判断とは、当該の行為に関わる状況の中で、どのような立場に立ったとしても選択することが出来る行為を道徳的であると判断することになる。

以上の「普遍化可能性」と「指令性」が道徳語の論理的性質であるが、道徳的判断を下すためにはさらに事実を認識することが必要となる。ヘアに従えば、道徳的判断を行う際に最も重要な事実とは、判定される行為によって影響を被る他者の嗜好である<sup>(14)</sup>。また、ヘアの理論を理解するうえで重要なのが、他者の嗜好を知ることであるが他者の嗜好を判断者が自分の中で再現し獲得することを意味しているということである<sup>(15)</sup>。つまり、道徳的判断を行う際の事実認識とは、行為から影響を受ける他者の嗜好をいわば自分のものとして扱うことなのである。

それでは、事実と道徳語の論理的性質に基づき、どのようにして道徳的判断を下すことが出来るのだろうか。まずは事実認識において、ある状況における他者の嗜好を私の中で再現する。この事実認識においては、私がそもそも持っていた嗜好と他者から獲得された嗜好が含まれており、それらの嗜好は葛藤を起こすこともあるはずである。ここで重要なのは、他者の嗜好を自分の中で再現するということである。我々は通常様々な嗜好を持ち、それらの嗜好が葛藤する場合には、それらの嗜好を全体として最大充足させる判断を下



す。他者の選好を自らの内に再現することによって、道徳的判断においても同じ方法を取ることが可能になるとヘアは考える。<sup>16</sup>つまり、ある状況において自分を含めたすべての人の選好を自分の中で再現することでそれらの選好を自分自身の選好として扱い、それらの選好を全体として最大充足する行為が道徳的行為として判断されることになる。このようにしてヘアは、事実認識と道徳語の論理的性質という前提から、ある状況において選好を最大充足させる行為を道徳的行為とみなす功利主義的立場を引き出すのである。

ヘアが提示するこの功利主義的道徳的推論の方法に従えば、普遍的特徴において同じすべての状況においてその状況にいるすべての人が同じ結論に至ることが可能であり、この結論として採用された道徳的判断は同様の状況において普遍的な原理として妥当する。この原理の普遍性を支えているのが「普遍化可能性」なのであり、「道徳性の原理は普遍的に妥当する」という定言命法の基本的発想を受け継ぎ、それを功利主義と総合したという点にヘアによるカント的発想の継承とその独自の展開をみる事が出来るだろう。

#### 四、「普遍化可能性」の共通の基盤

さて、このヘアの「普遍化可能性」がカント倫理学研究に対していかなる影響を与えたかを考えてみよう。まず確認しておかねばならないことは、ヘアの「普遍化可能性」はカント的な着想の下で考

案されたものであるとはいえず、カント倫理学研究における「普遍化可能性」とは同一のものではない、ということである。ヘアにおける「普遍化可能性」においては、同様の対象に対しては同様の判断を下さねばならないという道徳的判断における一貫性が要求される。カント倫理学研究における「普遍化可能性」によっても一貫性が要求されるが、その一貫性の内容はヘアのものとは異なっている。カント倫理学研究の「普遍化可能性」における一貫性とは、格率を普遍的法則として矛盾なく考えるあるいは意欲するということである。また、カント倫理学研究においては「格率の普遍化可能性」を問うことよって行為が道徳的であるか否かが決められるのに対して、ヘアの「普遍化可能性」は事実認識と指令性と結びつくことよって道徳的判断を下すことを可能にするのであり、この点においてもヘアの「普遍化可能性」とカント倫理学研究における「普遍化可能性」とは異なっている。

ヘアの理論において明らかのように、「普遍化可能性」は通常カント倫理学とは対立する立場として考えられている功利主義の中に取り入れられた。ヘアの「普遍化可能性」からの影響を考える上で重要だと思われるのが、このような功利主義的「普遍化可能性」に対する定言命法研究の側からの応答である。その応答の仕方は一様ではない。功利主義との共通点と相違点を背景としながら定言命法の解釈を行う者、功利主義的な「普遍化可能性テスト」を他律的なものであると見なし、それに対抗した自律的な「普遍化可能性テスト

ト」としての定言命法の解釈を提案する者、あるいはカントの「意志における矛盾」から一種の功利主義を引き出すことが出来ると考える者など、様々な試みが行われている。これらの試みはそれぞれに異なっているが、カントの定言命法に依拠する仕方、「普遍化可能性」を論じるという点で共通しており、功利主義的な解釈が示されるとしても、それは定言命法の解釈を通じてのことである。それゆえ、ヘアからのカント倫理学研究への影響は内容に関わるものではない。

ヘアの道徳的推論の理論とは、道徳的問題に直面した際にその問題の解決としての道徳的判断へと至る論証を提供するものであった。この道徳的推論は道徳的な行為とそうでない行為とを峻別するものであり、それゆえ行為の道徳的な正当性を判別するテストとして機能すると言えるだろう。また、上記の定言命法に依拠した「普遍化可能性」研究に共通しているのは、行為の道徳的判定の手続きとして定言命法を論じるということであり、このような論じ方において定言命法は行為を道徳的に判定するテストとして扱われている。つまり、カント倫理学研究の「普遍化可能性」とヘアの道徳的推論は、内容上異なるものではあるが、行為の道徳的判定の手続きを主題として扱うという点で一致している。すでに確認したように、道徳的判定の手続きという主題は『基礎づけ』の論証構造に即したものでなく、カントの思考に忠実である限り、この主題をカントの学説から引き出すことは出来ない。それゆえ、功利主義的「普遍化可能

性」へと定言命法研究の側から応答する中で、道徳的問題に対する解決方法の提供という課題が共有されることによって、定言命法を道徳的判定の手続きとして捉える観点がかント倫理学研究の中に持ち込まれたのだと考えられる。この課題を「普遍化可能性」を論じるうえでの共通の基盤として取り入れることによって、定言命法に依拠した「普遍化可能性」と功利主義的「普遍化可能性」との比較が、あるいは、功利主義的「普遍化可能性」に対抗した「普遍化可能性」を定言命法の解釈を通じて提示することが可能となったと言えるだろう。

ヘアからの影響を踏まえてカント倫理学研究における「普遍化可能性」を理解するならば、この「普遍化可能性」は道徳的問題を解決する手続きの構築という課題を持った主題であることになる。この課題との関連において「普遍化可能性」を理解することによって、なぜ「考えることにおける矛盾」と「意志における矛盾」とがそれが語られる文脈から切り離され、定言命法からの「義務に適合した行為」の導出過程の分析という仕方で主題化されたのかを説明することが出来る。道徳的問題において求められているのは、ある状況において何がなされるべきかを特定することであり、「義務に適合した行為」を特定することが出来さえすれば道徳的問題は解決する。それゆえ、このような行為を「義務に基づく」という動機から行うことを要求する定言命法の動機付けの側面がこの主題から切り離されたと言えるだろう。また、この課題において求められているのは

道徳的問題を解決する方法の提供であるので、そのような方法として扱うことが出来る。「考えることにおける矛盾」と「意志における矛盾」とが「普遍化可能性」という用語とともに独立した主題としての地位を獲得したと理解することが出来る。つまり、ヘアからの影響という観点から考察することによって、「普遍化可能性」を『基礎づけ』の論証構造に反した不十分な定言命法分析としてではなく、この課題に取り組むために必要な要素を定言命法から選び出した主題として扱うことが可能となるのである。

## 五、道徳理論としてのカント倫理学

このような仕方では「普遍化可能性」を理解することによって、この「普遍化可能性」の問題領域は一般的に道徳理論 (moral theory) と呼ばれる研究分野と重なり合うことになる。それゆえ、この節においてはこの道徳理論という概念を導入することで「普遍化可能性」についての理解を深め、そのうえでこの「普遍化可能性」がなぜ重要な研究主題として見なされるのかを考察することによって本論を閉じたい。

道徳理論とは、行為や人格や行為の帰結などの対象を、正と不正・有徳と悪徳・善と悪などの道徳的評価のカテゴリーへと分類することを抽象的な仕方で行う研究である<sup>(20)</sup>。カント倫理学研究における「普遍化可能性」に合わせ対象を行為に限定して述べれば、道徳

理論とはある行為を正しいものとする性質を示し、どのような行為が正しく、どのような行為が正しくないのかを認識する方法を提供する試みであると言ってよいだろう。ただし、応用倫理学も類似した試みとして理解することが出来るが、道徳理論は応用倫理学とは区別される。応用倫理学がそれぞれの特殊領域における特定の問題の解決を目指すのに対して、道徳理論は特定の問題の解決を図るのではなく、具体的内容を含まない一般的な仕方では道徳的問題に対する解決としての道徳的判断へと達する方法を示すことを目指す研究である。道徳理論は特定状況における道徳的判定の際に、それぞれの場面に応じた内容を付与されることによって具体化されるが、それ自体としては、あらゆる場面に適用可能なほど抽象的に道徳的判定方法を示すのである。それゆえ、道徳理論は応用倫理学に対する基礎理論という役割を担っているとも言えるだろう。

道徳理論と対応させるならば、カント倫理学研究における「普遍化可能性」においては、行為の正不正を区別する性質として「格率の普遍化可能性」を挙げ、「考えることにおける矛盾」と「意志における矛盾」に依拠することによってこの性質にもとづく行為の正不正の判定方法を示すことが目的になると言えるだろう。

なぜ道徳理論が必要とされているのだろうか。それは、我々には常識だけを頼りに道徳的判断を下すことが出来ない場面が生じるからだとと言えるだろう。我々はもちろん常識的には認されている行動指針に従い日常的に振舞ってはいる。しかし、「なぜ人を殺しては

いけないのか」という問いが一時期話題になったように、常識的道徳が問い直されているのであり、常識を道徳的判定における最終的審級として受け入れることの出来ない時代に我々は生きているように思える。応用倫理学の諸分野における研究が必要とされているのも、我々にとつて自明な原理だけでは対処しきれない様々な問題が生じているからだと言えるだろう。それゆえ、常識を超えた道徳性の原理に基づく道徳的判定の方法論としての道徳理論を我々は必要としているのである。

それではなぜカントは『基礎づけ』において道徳性の原理、すなわち行為の正不正を区別するための原理を提示したにもかかわらず、この原理にもとづく行為の判定方法としての道徳理論を展開することとはなかったのだろうか。ひとつの理由として、『基礎づけ』の限定された目的を挙げることが出来る。『基礎づけ』の目的は「道徳性の原理の探求と確定」(IV, 392)である。具体的な義務を分析対象として取り上げながらも、その中に内在する原理を純化して取り出し、その原理を基礎づけるということが『基礎づけ』におけるカントのプロジェクトであり、その純化された原理から再び具体的な義務を導出する方法を探求するということはそもそも『基礎づけ』の主題の中には含まれていない。さらに、もうひとつの理由を挙げることにも出来る。それは、常識的な道徳的判定の正しさについてのカントの確信である。この確信を物語る文章を引用しよう。

「このように〔義務概念を分析することによって〕、我々は通常の人間理性のうちにとどまりながらその原理にまで達した。たしかにもちろん、通常の人間理性はこのような普遍的形式〔汝の格率が普遍的法則になることをも汝が意欲することが出来るか〕において抽象的にこの原理を考えているわけではないが、しかしいつもこの原理を実際に念頭において判定を行う際の尺度として用いているのである。ここで、次のことを示すことは容易であろう。それはすなわち、通常の人間理性にわずかも新しいものを教えることなく、ソクラテスがしたように、自身自身の原理に注意を向けさせるならば、通常の人間理性は生じてくるあらゆる事例において何が善く、何が悪いか、何が義務に適合しており、何が義務に反しているかをこの羅針盤〔道徳性の原理〕を携えてどのように区別すればよいのかをとてよく知っており、それゆえ、正直で善くあるために、そのみではなく賢明で有徳でさえあるために、何を行えばよいのかを知るのにどのような学問も哲学も必要がない、ということである」(IV, 404, □内引用者)。

カントに従えば、常識的な道徳的判定はすでに定言命法と一致した道徳的判定を下しており、道徳的に何を行えばよいかを知るために哲学的な試みは必要がない。もちろんカントは、道徳性の原理を傾向性によって不純な原理とする人間の性向を、すなわち「自然弁

証法」(IV, 405)を知っていたし、それゆえ道徳性の原理を純化して提示することによって自然弁証法が生じることを防ぐ哲学的試みが不可欠であると考えた。しかし、道徳性の原理を不純なものとしてしまうことは、「結局のところ、通常の実践理性でさえも認めることは出来ない」(edot.)のであり、「自然弁証法」を顧慮したうえでもカントの常識への信頼は揺るがない。

このような常識的な道徳的判定への信頼の中に、道徳的に何を行えばよいのかを迷う人物像が入り込む余地はなく、あらためて定言命法に基づく道徳的判定方法を示す必要があるとカントが考えていたとは思えない。しかし、道徳理論を必要としているのは、道徳的判定に際して常識に訴えることの出来ないこのような人物なのである。道徳理論を必要とする我々とカントとは、倫理学に求めるものがそもそも異なっているといえるだろう。「普遍化可能性」研究が重要であるすれば、それは道徳的に何を行えばよいかを迷う状況に直面する可能性のある我々にとっての重要性なのである。

以上の「普遍化可能性」についての考察を前提として、カント倫理学における「普遍化可能性」をどのように理解することが出来るだろうか。カントの言明に依拠する限り、道徳的判定の手続きを単独で取り上げ展開するという意図をカントは持つてはいなかったと考えられるが、「行為一般の道徳的判定の基準」としての定言命法からの特定の義務の導出を示すことによって、定言命法をそのような手続きとして理解する可能性を残した。カント自身が持つてはい

なかった道徳理論の構築という課題の下で定言命法が持つ潜在力を引き出すのが、この「普遍化可能性」なのである。カント倫理学研究における「普遍化可能性」の役割とは、この道徳理論という問題領域へとカント倫理学を接続することであり、それゆえ「普遍化可能性」はカント倫理学を道徳理論として新たに読み直すための装置として機能するのである。

### おわりに

以上の考察を経て、カント倫理学研究において「普遍化可能性」はいかなる意味で重要であるかという冒頭の問いに答える地点に立つことが出来たと言えるだろう。カント倫理学研究において「普遍化可能性」が定言命法と同等の重要性を持つということは出来ない。なぜならば、「普遍化可能性」は定言命法を十分に反映した概念ではないからである。その一方で、「普遍化可能性」は重要な研究主題でもある。というのは、定言命法を道徳理論の構築という問題領域の中で論じようとするれば、「普遍化可能性」が定言命法に依拠した道徳理論を構築するためのひとつの枠組みを与えるからであり、「普遍化可能性」研究を抜きにしてカント的道徳理論を構築することは不可能だと思えるからである。

## 注

\*本文および注におけるカントの著作からの引用および参照箇所については、アカデミー版カント全集の巻数をローマ数字で、ページ数をアラビア数字で表記する。

- (1) 例えばオニールは、カントが扱わない「奴隷になる」や「他者を強制する」という格率が「普遍化可能性」を通じて禁じられることを論じている。O'Neill, O.: "Consistency in Action", *Construction of Reason - Exploration of Kant's practical Philosophy*, Cambridge University Press, 1989, p. 96.
- (2) この手続きに関しては以下のティモンスの論文を参考にした。Timmons, M.: "The Categorical Imperative and Universalizability", in Horn, Ch., Schönecker, D. (ed), *Groundwork for the Metaphysics of Morals*, Walter de Gruyter, 2006, p. 162.
- (3) 「普遍化可能性」という主題上の限定について、ディートリクソンは次のように述べる。「それゆえ、私の現在の「普遍化可能性基準を主題とする論文の」目的はある行為が「義務に適合して」(すなわち、道徳法則の普遍化可能性の要求との一致)行われるかどうかを決めるためのカントの手続きを説明すること(このことである)」。Dietrichson, P.: "When is a Maxim fully Universalizable?", *Konstuden* 55, 1964, p. 144.
- (4) この点については下記の拙論においても論じたことがある。田原彰太郎: 「格率の関連する記述の問題」, 『哲学世界』, 第三二号, 早稲田大学大学院文学研究科哲学専攻, 二〇〇九年, 四五―五七頁。
- (5) まさにこの適用が語られる『基礎づけ』第二章において、道徳が人間へと適用される際には人間学が必要となるという見解が示されている (IV, 42)。また、『道徳形而上学』においても次のように語られる。「自然の形而上学と」同様に、道徳形而上学もまた適用の原理を欠くことは出来ないであろうし、われわれはしばしば、経験を通じてしか認識することの出来ない人間の特殊な本性を対象とせねばならないであろうが、それは普遍的道徳的原理からのその人間本性に即した帰結を示すためである。(VI, 217, [内引用者])。さらに言えば、実際に適用が論じられる例の中でも、他人の愛や同情を必要とする場合が生じる (IV, 423) などの「格率の普遍化可能性」からは独立した知識が矛盾が生じるために必要とされる。
- (6) 一九四七年に出版された『基礎づけ』研究の古典的著作であるペイトンの『定言命法』においても、「普遍化可能性」(ただし、表記は universalisation) という用語が使われている。Paton, H.J.: *The Categorical Imperative - A Study in Kant's Moral Philosophy*, University of Pennsylvania Press, 1971, p. 138f. (the first edition was published by Hutchinson & Company in 1947).
- (7) カント倫理学研究における「普遍化可能性」論においてヘアの他に言及されることが多いのは、シンガールの「一般化原理」や規則功利主義である。カント倫理学研究においては通常「普遍化可能性」という言葉が用いられるという点や、ヘアもまた功利主義を主張している点を考慮して、ここではヘアを取り上げた。
- (8) Hare, R.M.: *Moral Thinking*, Oxford University Press, 1981, p. 21, 108. ここでは主に「道徳的に考えること」に依拠してヘアの「普遍化可能性」に関わる見解について考察する。「道徳的に考えること」においては「自由と理性」にはない選好の再現という要素が導入され、道徳的推論の理論に関して「自由と理性」よりも洗練された見解が述べられているからである。しかし、「普遍化可能性」の理解や事実と道徳語の論理から功利主義を導出するというヘアの基本的立場は「自由と理性」以降変わらない。 Cf. *ibid.*, p. 87. 注一七・一八・一九で挙げる定言命法に依拠した「普遍化可能性」研究の中には「道徳的に考えること」以前に出版された研究が含まれており、それゆえこれらの研究の著者が本稿で紹介するヘアの見解と全く同じものを知っていたわけではないが、それらの研究においてもヘアの基本的見解は知られていたはずである。

- (9) *Ibid.*, p. 7, 115.
- (10) Hare, R.M.: *Freedom and Reason*, Oxford University Press, 1963, p. 35.
- (11) 「いずれにせよ、私が以下で提唱する功利主義は、形式的要素（道徳的原理は総じて普遍的であるという要件の再定式化）といふ述べた実質的要素（行為が影響を及ぼす人々の選好）とを持ち、この実質的要素が我々の道徳的思考を現実の世界とを結び付けるのである。我々の功利主義的理論の規範的帰結はこの二つの要素を結び付けた帰結なのである。すなわち、この功利主義的理論は単なる規範倫理学の理論でもないし、単なるメタ倫理学の理論でもなく、両者を二頭立てにしたものである（とはいえず、この両者が混同されてはならないが）」(*Moral Thinking*, p. 5) [内引用者]
- (12) 普遍的指令主義からの功利主義の導出に関しては下記の文献を参考にした。伊勢田哲治：「選好功利主義と普遍化可能性」へアにおける選好功利主義導出の論理―、『イギリス哲学研究』第十九号、一九九六年、二一―三四頁。奥野満里子：『レンジウィックと現代功利主義』、勁草書房、一九九九年、二〇―二二三頁。
- (13) *Moral Thinking*, p. 91, 179.
- (14) *Ibid.*, pp. 90-94.
- (15) 「しかし、その状況における他者であるとはどのようなことかを知っているならば、他者の経験や選好を持つことがどのようなことかを知る、あるいは我々自身に再現するという意味において、他者が持つ経験や選好を我々は（正しく）想像している。そして、私が主張し続けてきたのは、可能な類似した状況に関して、我々がその状況に置かれたならば、他者の経験を知ることが「他者と」等しい動機を持つことを含意するということである」(*Ibid.*, p. 95, □内引用者)。
- (16) 「この場合（二者間の選好が葛藤する場合）、私自身の選好が葛藤する場合に私が採用するのと同じ解決策を採用しない理由を私は見出すことが出来ない。（中略）我々がすでに確立したように、我々が他者の選好についての充分な知識を持つならば、私が他者の立場にあると仮定した場合に私

になられるはずであることに関して「他者と」等しい選考を私は獲得するはずである。この他者の選好が私に持っていない指令といふ葛藤しているのである。そうであれば、私が実際に持っているのは異なる個人間の選好あるいは指令の葛藤ではなく、同一個人内の葛藤である。葛藤している選好はどちらも私の選好なのである。それゆえ、私はこの葛藤を私自身がそもそも持っている選好の間の葛藤と全く同じ方法で扱うはずである」(*Ibid.*, p. 110, □内引用者)。

- (17) Hoerster, N.: "Kants Kategorischer Imperativ als Test unserer sittlichen Pflichten", in Riedel, M.(Hrsg.), *Rehabilitierung der Praktischen Philosophie* Band II, 1974, Rombach, S. 455-475.
- (18) O'Neill, O.: "Consistency in Action", pp. 81-104. オニールは「普遍性テスト (universality test)」という言葉を用いるが、用語の一貫性のためにここでは「普遍化可能性テスト」を用いる。
- (19) Doore, G.: "Contradiction in the Will", *Kantstudien* 76, 1985, pp. 138-151.
- (20) 道徳理論の理解については、以下の文献を参考とした。Copp, D.: "Introduction: Metaethics and Normative Ethics", in Copp, D. (ed.), *Ethical Theory*, Oxford University Press, 2006, pp. 3-35. Timmons, M.: *Moral Theory—An Introduction*-, Rowman&Littlefield Publishers, 2002, pp. 1-21. Jamieson, D.: "Method and Moral Theory", in Singer, P. (ed.), *A Companion to Ethics* (in paperback with correction), Blackwell Publishing, 1993, pp. 476-487.

【付記】本稿は平成22年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。